

アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アスリートタウン延岡づくりを推進するため、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、本市で体育・スポーツの競技大会を開催する団体に対して、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者は、本市で開催される大会のうち別表に掲げる規模以上のスポーツ競技大会(本市から他の補助金の交付を受けて開催されるもの又は企業等の名称を冠した宣伝色の強いものを除く。以下「競技大会」という。)の主催団体とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる競技大会の規模に応じて定める額を限度として、競技大会の開催に要する経費の3分の1以内の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

- 2 前項に規定する競技大会の開催に要する経費は、会場借上料、審判員に係る謝金及び旅費、委託料、需用費その他市長が必要と認めるものとする。
- 3 国際的な競技大会については、その内容により別表の全国大会の基準を参考にして市長が別途定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、競技大会を実施する日の1月前までに、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に、競技大会実施要項、収支予算書、大会役員名簿及び選手名簿を添えて行うものとする。

(補助金の請求)

第5条 補助事業者は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受けた後に、補助金等請求書(概算払用)(様式第1号)を提出することにより補助金の交付の請求を行うものとする。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、確定払のほか、規則第15条第2項に規定する概算払により交付することができる。ただし、概算払により交付する額は、補助金等の交付を決定した額の70パーセント以内の額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

- 2 補助事業者は、次条に規定する実績報告の後に交付を受ける補助金等額確定通知書(規則様式第6号)に記載する補助金額に比して前項の概算払により交付を受けた補助金額が少ないと

きは、補助金等請求書（実績用）（様式第2号）を提出することによりその差額を請求するものとする。

（実績報告）

第7条 競技大会の実績報告は、補助事業の完了後（中止の場合にあつては中止の決定を行った日から）20日以内に、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に収支計算書、領収書等の写し、大会成績表、参加役員及び選手名簿その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、収支計算書については、遅くとも当該年度の3月31日までに提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 不正な手段により、補助金の交付を受けていることが認められるとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が概算払により交付された補助金の精算を行い、戻入すべき補助金があるとき。

（補助金の特例）

第9条 補助金の交付については、規則第3条第2項の規定に基づく補助金等交付申請書に添付すべき書類のうち、補助事業者による市税の完納に係る証明書及び暴力団等ではない旨の誓約書の提出する手続を省略するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱は、同日以後に開催する競技大会の交付申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱は、同日以後に開催する競技大会の交付申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月28日から施行し、同日以降の補助金等の交付申請について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱の規定は同日以後に開催される競技大会について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱の規定は同日以後に開催される競技大会について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱の規定は同日以後に開催される競技大会について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後のアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱の規定は同日以後に開催される競技大会について適用する。

別表 体育・スポーツ大会開催補助金交付基準

競技大会の規模		交付金額（単位：万円）					
		全国大会		九州大会		東九州大会	
		2日以内	3日以上	2日以内	3日以上	2日以内	3日以上
市外 参加 選手 役員 数	1,000人以上	150	200	130	180	110	160
	900人以上 1,000人未満	135	180	120	160	105	140
	800人以上 900人未満	120	160	100	140	80	120
	700人以上 800人未満	105	140	90	130	75	110
	600人以上 700人未満	90	120	80	110	70	100
	500人以上 600人未満	75	100	65	90	55	80
	400人以上 500人未満	60	80	50	70	40	60
	300人以上 400人未満	45	60	40	55	35	50
	200人以上 300人未満	30	40	25	35	20	30
	100人以上 200人未満	20	25	20	25	15	20
	50人以上 100人未満	15	20	15	20	10	15
	50人未満	10	15	10	15	5	10

備考

- (1) 競技大会の規模については、3県以上から出場があり、かつ、3分の1以上の参加者が県外である大会を東九州大会、6県以上から出場があり、かつ、2分の1以上の参加者が県外である大会を九州大会、15県以上から出場があり、かつ、4分の3以上の参加者が県外である大会を全国大会の規模とみなす。

- (2) 競技大会の日数とは、競技に要する日数をいい、競技大会前後の親善交流、観光等に要する日は含まないものとする。

年 月 日

補助金等請求書

延岡市長

住 所

団 体 名

役職・氏名

年 月 日付け延教ア第 号で補助金等の交付の決定を受けたアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助事業について、アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱第5条の規定に基づいて補助金等の交付を請求します。

記

1 補助金等の額

交付決定額 円

今回請求額 円

残額 円

2 事業の名称

アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助事業
大会名 ()

3 総事業費

円

4 着手年月日

年 月 日

5 完了年月日

年 月 日予定

《振込先口座》

金融機関名	銀行 金庫 農協 漁協 信組	本店 支店 支所
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

※口座番号等が確認できる書類を添付すること。

年 月 日

補助金等請求書

延岡市長

住 所

団 体 名

役職・氏名

年 月 日付け延教ア第 号で補助金等の交付の決定を受けたアスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助事業について、アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づいて補助金等の交付を請求します。

記

1 補助金等の額

交付確定額 円
 (交付決定額 円)
 既受領総額 円
 今回請求額 円
 残額 円

2 事業の名称 アスリートタウン延岡体育・スポーツ大会開催補助事業
 大会名 ()

3 総事業費 円

4 着手年月日 年 月 日

5 完了年月日 年 月 日

《振込先口座》

金融機関名	銀行 金庫 農協 漁協 信組			本店 支店 支所
	1 普通	2 当座	3 その他 ()	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()			
口座番号				
フリガナ				
口座名義				

※口座番号等が確認できる書類を添付すること。